



熊本県公報

号外 第22号
令和6年(2024年)
3月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

登 載 依 頼	
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 1
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 2
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 6
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 6
○熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 7
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 7
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 7
○熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 8
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 9
○熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	(〃) 9
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(〃) 9

登 載 依 頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表3級の部教育委員会事務局の款教育機関の項中「船長」の次に「、機関長」を加え、同表6級の部知事の事務局の款地方出先機関の項中「産業技術センター所長」の次に「及び次長」を加え、同表備考第4項中「及び家畜保健衛生所課長」を「、家畜保健衛生所課長及び水産研究センター室長」に改め、同表備考第6項中「及びセンター次長」に改める。

別表第1の7教育職給料表(2)の次に次の表を加える。

「8 教育職給料表(3)

職務の級	組 織		職
4級	教育委員会事務局	事務局	教育事務所指導課長

別表第2の(その1)行政職給料表初任給基準表その他の部無線従事者の款の次に次のように加える。

船員	大学卒	1級29号給
	短大卒	1級19号給
	高校卒	1級9号給

同表備考第4項の次に次の1項を加える。

5 「その他」の区分に掲げる「船員」は、漁業取締事務所漁業取締船、水産研究センター試験調査船及び熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組む船員たる職員である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「その者に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及びその職務の級に応じた別表第2に掲げる額
(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及びその職務の級に応じた別表第3に掲げる額
別表第2中「第3条関係」を「第3条第3項第1号関係」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条第3項第2号関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5給	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5給	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

エ 医療職給料表 (2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700 円
2 級	6,500 円
3 級	7,300 円
4 級	7,700 円
5 給	8,500 円
6 級	9,700 円
7 級	11,000 円

オ 医療職給料表 (3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100 円
2 級	7,700 円
3 級	7,900 円
4 級	8,200 円
5 給	8,700 円
6 級	9,800 円

カ 教育職給料表 (2)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000 円
2 級	8,200 円
特2 級	9,100 円

キ 教育職給料表 (3)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800 円
2 級	8,100 円
特2 級	8,900 円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和

備に関する条例（令和4年熊本県条例第31号）第1条の規定による改正前の熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第3条に規定する年齢に達した日が令和5年4月1日の前日以前である者及び令和3年改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、施行日の前日までに定年再任用短時間勤務職員であった者」と、同項中「暫定再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」と、第5項第1号中「特定暫定再任用職員」とあるのは「定年再任用短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部企画振興部の款本庁の項中「部付」を削り、同部商工労働部
の款地方出先機関の項中「産業技術センター所長」を「産業技術センター所長 産業技
術センター次長（人事委員会が定めるものに限る。）」に、「産業技術センター次長」を
「産業技術センター次長（区分5種のものを除く。）」に改め、同部土木部の款中

地方出先機関	天草空港管理事務所長	5種
--------	------------	----

」

「

を

本庁	部付	5種
地方出先機関	天草空港管理事務所長	5種

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（附則第2項関係）

期間の区分\職員の区分	2 項 職 員
	円
1年未満	31,900
1年以上2年未満	31,900
2年以上3年未満	31,900
3年以上4年未満	31,900
4年以上5年未満	31,900
5年以上6年未満	31,900
6年以上7年未満	31,900
7年以上8年未満	31,900
8年以上9年未満	31,900
9年以上10年未満	31,900
10年以上11年未満	26,500
11年以上12年未満	21,200
12年以上13年未満	15,900
13年以上14年未満	10,600
14年以上15年未満	5,300

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第2号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の地域手当に関する規則（平成18年熊本県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

東京都	特別区	1級地
	八王子市 府中市	3級地

を

」

北海道	札幌市	7級地
埼玉県	さいたま市	3級地
東京都	特別区	1級地
	八王子市 府中市	3級地
神奈川県	川崎市	2級地
石川県	金沢市	7級地

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「（その者が県立学校給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。次号において同じ。）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県立学校給与条例第12条第11項の規定による夜間学級担当手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給される職員（その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が県立学校給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。第4号及び第5号において同じ。））に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（夜間学級担当

手当の支給を受けない期間にあつては、別表第1に掲げる額)
 附 則
 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を
 次のように改正する。
 別表第3を次のように改める。
 別表第3（第12条関係）
 へき地学校表

校 別	市町村	へき地学校	級別区分
小学校	八代市	泉第八小学校	4級
		泉小学校	1級
	水俣市	久木野小学校	1級
	天草市	天草小学校	3級
		御所浦小学校	2級
		牛深小学校	1級
		牛深東小学校	
	河浦小学校		
	上天草市	湯島小学校	3級
		姫戸小学校	1級
		龍ヶ岳小学校	
	美里町	励徳小学校	1級
	南小国町	りんどうヶ丘小学校	1級
	山都町	蘇陽小学校	2級
		清和小学校	1級
		蘇陽南小学校	
	芦北町	大野小学校	2級
	多良木町	槻木小学校	2級
		黒肥地小学校柳野分校	1級
		宮ヶ野小学校	
水上村	湯山小学校	1級	
五木村	五木東小学校	1級	
中学校	八代市	泉中学校	1級
		天草市	天草中学校
	天草市	御所浦中学校	2級
		牛深中学校	1級
		牛深東中学校	
		河浦中学校	
	上天草市	湯島中学校	3級
		姫戸中学校	1級
		龍ヶ岳中学校	
	山都町	蘇陽中学校	2級
		清和中学校	1級
	五木村	五木中学校	1級
義務教育学校	産山村	産山学園	1級
	高森町	高森東学園義務教育学校	3級
	水上村	水上学園	1級
	球磨村	球磨清流学園	1級

共同調理場	天草市	天草学校給食センター	3級
		御所浦学校給食センター	2級
		牛深学校給食センター	1級
	上天草市	湯島共同調理場	3級
		姫戸共同調理場	1級
		龍ヶ岳共同調理場	
	産山村	産山村学校給食センター	1級
	高森町	高森東学園義務教育学校給食共同調理場	3級
	水上村	水上村学校給食センター	1級
球磨村	球磨村学校給食共同調理場	1級	

別表第4小学校の部球磨村の項、中学校の部球磨村の項、義務教育学校の部及び共同調理場の部球磨村の項を削る。

別表第5義務教育学校の部及び共同調理場の部を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和6年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に1条を加える改正規定のうち第11条の2第10項第10号を次のように改める。

- (10) 前各号の期間を計算するに当たり時間を日に換算する場合は、その者の1週間当たりの勤務すべき時間（1週間当たりの勤務すべき時間が定まっていない場合は、任命権者が人事委員会と協議して定める時間）を38時間45分で除して得た数に7.75を乗じて得た時間をもって1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第19号

熊本県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の退職管理に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第4号中「離職時の職」の次に「（離職日までの間に法第28条の2第1項の規定により第22条に定める職から降任された者については、併せて当該降任の日の前日に就いていた職）」を加える。

第24条第3項第2号中「離職時の職」の次に「（離職日までの間に法第28条の2第1項の規定により第22条に定める職から降任された者については、併せて当該降任の日の前日に就いていた職）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第20号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表南関町の部教育委員会の款中学校の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表南関町の部教育委員会の款小学校の項中「教頭」を「教頭 主任

